

平成二十九年四月六日提出
質問第二〇七号

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが
否定されるかどうかに関する質問主意書

提出者 宮崎 岳 志

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが

否定されるかどうかに関する質問主意書

政府は衆議院議員初鹿明博君提出「教育勅語の根本理念に関する質問主意書」に対する答弁書（第百九十
三国会・答弁第一四四号）において、教育勅語の学校教材としての利用について、「学校において、教育に
関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法
や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることでは
ないと考えている。」と答弁している。

以上を踏まえ、質問する。

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」について、これを批判的な視点や歴史的事実として紹介する場合
以外でも、この書物の一部を抜粋して道徳や国語の教材として用いることは、否定されないのか。

右質問する。